平成２７年（再イ）第２３５号
大阪府寝屋川市木田元宮２丁目４番12号
再生債務者　樋口久仁男
1　決議に付する再生計画案　平成27年７月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成27年９月１日まで
平成27年８月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再イ）第２４５号
大阪府豊中市豊南町南２丁目１番25号
再生債務者　枡田　匡史
1　決議に付する再生計画案　平成27年７月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成27年９月１日まで
平成27年８月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第８号
兵庫県朝来市桑市16番地３
再生債務者　米田　博明
1　決議に付する再生計画案　平成27年１月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成27年９月１日まで
平成27年８月４日
神戸地方裁判所豊岡支部再生係

平成２６年（再イ）第９号
兵庫県朝来市桑市16番地３
再生債務者　米田まり子
1　決議に付する再生計画案　平成27年１月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成27年９月１日まで
平成27年８月４日
神戸地方裁判所豊岡支部再生係

平成２７年（再イ）第２５号
奈良県生駒郡三郷町城山台３丁目８番12号
再生債務者　永山　素子
1　決議に付する再生計画案　平成27年７月24日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成27年９月１日まで
平成27年８月４日　奈良地方裁判所

平成２７年（再イ）第３号
大分県佐伯市大字上岡2150番地３
再生債務者　大塚　慎二
1　決議に付する再生計画案　平成27年７月24日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成27年９月１日まで
平成27年８月４日　大分地方裁判所佐伯支部

平成２７年（再イ）第４号
大分県佐伯市大字上岡2150番地３
再生債務者　大塚　美幸
1　決議に付する再生計画案　平成27年７月22日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成27年９月１日まで
平成27年８月４日　大分地方裁判所佐伯支部

平成２７年（再イ）第８０号
札幌市豊平区平岸１条９丁目４番15―302号
再生債務者　木村　華恵
1　決議に付する再生計画案　平成27年８月３日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成27年９月２日まで
平成27年８月５日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第９号
滋賀県彦根市大藪町274番地61
再生債務者　岸　　尚征
1　決議に付する再生計画案　平成27年７月29日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成27年９月９日まで
平成27年８月５日　大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（再イ）第３９号
神戸市北区大原３丁目17番地の１　２―812号
再生債務者　宮崎　守人
1　決議に付する再生計画案　平成27年７月27日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年８月25日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年８月25日まで
平成27年８月４日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２７年（再イ）第１６号
三重県いなべ市北勢町瀬木235番地13
再生債務者　大西　隆二
1　決議に付する再生計画案　平成27年７月29日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年８月26日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年８月26日まで
平成27年８月５日　津地方裁判所四日市支部

平成２７年（再イ）第２９号
広島市安佐北区可部３丁目４番５―403号
再生債務者　岡本　洋次
1　決議に付する再生計画案　平成27年７月30日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年９月２日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年９月２日まで
平成27年８月５日
広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２２年（再イ）第６３号
福岡県小郡市光行737番地１
再生債務者　柳　　優樹
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成23年２月23日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成27年８月５日
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２７年（再イ）第１８号
福岡県久留米市山本町豊田17番地９
再生債務者　中村　尚登
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成27年８月３日
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第１７号
大阪市東淀川区上新庄３丁目５番９―1002号
再生債務者　城　　清孝
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年７月31日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年９月１日まで
平成27年８月４日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２６年（再ロ）第６号
愛知県津島市錦町17番地　ラディアンス錦601号
再生債務者　渡邊　卓也
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条１号に定める事由がある。
平成27年８月４日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成26年度経済産業省共済組合の決算に関する公告

平成27年８月13日
東京都千代田区霞が関１―３―１
経済産業省共済組合

1　短期経理

貸借対照表の要旨

（平成27年３月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	4,562	流動負債	82
		固定負債	545
		剰余金	3,935
合　計	4,562	合　計	4,562

損益計算書の要旨

（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	7,499	経常収益	9,456
特別損失	2	特別利益	20
当期利益金	1,975		
合　計	9,476	合　計	9,476